

インターネットでの映像送信型性風俗特殊営業（アダルトサイト等）は、平成11年4月1日施行の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律によって、法的に認められた業種です。

しかし、アダルトサイト運営事業者の著しい増加やデリバリーヘルスといった無店舗型の事業者の違反行為も目立つようになり、書類を作成したものの、警察で不受理になるケースが増加してきているのも現状です。

そこで今回は、開業届を警察署へ提出する際の注意点を説明したいと思います。

1. 確認事項

店舗を賃貸で開業される方は、事前に大家さん（所有者）の使用承諾がとれるかどうかの確認をします。承諾書に押印してもらえない場合、営業ができません。

大家さんの承諾がもらえたら、管轄警察署へ相談に行きます。警察署によっては、必要書類が異なる場合もございますので、確認が必要です。

営業開始は、管轄警察での受理があった後10日後になります。

『確認書』が、管轄警察署より発行されます。広告を出す際には、広告会社より『確認書』の提示を求められる場合もありますので、大切に保管する必要があります。

2. 開業までの流れ

大家（所有者）さんより、アダルトサイト事業を行うことについて、承諾が貰えるかの確認

大家（所有者）さんより使用承諾書の受け取り

管轄警察署への事前相談

必要書類の準備

書類作成及び捺印

管轄警察署への書類届出

管轄警察署より、『確認書』発行

受理後10日後から営業開始

上記のとおり、大家さんより性風俗特殊営業を行うことについての**承諾書をもらえるかどうか**が重要となりますので、これから店舗を借りる予定の方は、事前に確認しておきましょう。

以上